

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長 (国税 22)(法人税:外)、(地方税 17)(法人住民税:外、法人事業税:外)
2	要望の内容	<p>企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、平成 28 年 3 月末までの間、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、特例(評価損の損金算入が可能等)が措置されているところ。</p> <p>引き続き、中小企業の事業再生を支援する必要があることから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置の適用期限を 3 年間延長すること。</p>
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 25 年度:本特例措置を新設。
6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日(3 年間)。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本特例措置は、平成 25 年 3 月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたもの。</p> <p>中小企業円滑化法の期限終了に際しては、金融庁として、金融機関に対し、引き続き、貸出条件の変更等に努めるとともに、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう指導してきたところ。</p> <p>一方で、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。</p> <p>このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていく必要があることから、本特例措置の延長が必要である。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業再生支援協議会及び地域経済活性化支援機構等による再生計画策定支援件数。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 抜本的な事業再生等が必要な中小企業が、企業再生税制の適用を受けやすくなることにより、事業再生・経営改善が促進され、地域経済の活性化に繋がる。
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 : 1件 ・なお、平成27年8月までの間に27組合が特定投資事業有限責任組合の指定を受けた。 ・適用見込件数 : 約110件。 <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定を受けている再生ファンドの見込み投資件数 : 216件 ② 事業再生ファンドにおける債権買取件数の割合 : 約50% ① × ② ÷ 110
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成27年8月) 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成25年4月～平成27年8月) 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成28年4月～平成31年3月) 事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて事業再生に取り組むケースについて、企業再生税制の適用を受けられないことになるため、事業再生ファンドの活動に極めて重大な制約を及ぼし、中小企業の事業再生・経営改善の

			促進を通じた地域経済の活性化を阻害する。
			《税込減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成28年4月～平成31年3月) 本特例措置が無ければ、事業再生ファンドの債権を買い取って事業再生を行うことがそもそもできなくなるため、税込減は生じないと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、金融機関等が直接債権放棄を行わず、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境を整備するものであり妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地域金融機関や地方公共団体等が連携して組成された事業再生ファンドの活動のために必要不可欠な措置であるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月